

## 議案第24号

### 財産を無償で譲渡すること（みなとさかい交流館さかいポートサウナ、駐車場用地及び駐車場設備）について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 財産の内容

名 称	種 類	所 在 地	数 量
みなとさかい交流館さかいポートサウナ	建 物	境港市大正町215番地	3,467.26平方メートルのうち411.54平方メートル
駐車場用地	土 地	境港市浜ノ町120番地	3,218.47平方メートルのうち2,778.97平方メートル
駐車場設備	工作物	境港市浜ノ町120番地	1式

#### 2 相手方

境港市上道町3000番地

境 港 市

#### 3 理 由

相手方の建設費負担金の支払後に相手方へ引き渡すことを前提に整備した当該施設について、相手方の支払が完了したので無償で譲渡しようとするものである。